

ゴルフ場利用税の存続・堅持に係る要請書

平成25年8月7日

千葉県市長村
千葉県市長村
千葉県市長村
千葉県市長村
千葉県市長村
千葉県市長村

ゴルフ場利用税の存続・堅持に係る要請

現在、消費税の増税に合わせ、ゴルフ場利用税の廃止を求める要望が関係業界団体や関係省庁からなされています。

しかしながらゴルフ場利用税は、山林原野の中で一定の行政サービスを受しながらゴルフ場が運営されているという実情を踏まえて設けられた税であり、ゴルフ場が所在する地方自治体にとって貴重な財源となっています。

- 1 ゴルフ場利用税は、ゴルフ場利用者が受ける県や市町村における各種行政サービス(アクセス道路、上下水道、ごみ処理、環境衛生等)と密接な関連を有し、ゴルフ場が所在する県や市町村には、様々な財政需要が生じています。
- 2 ゴルフ場利用税は、都道府県税として徴収し、そのうち7割がゴルフ場が所在する市町村に交付されるもので、ゴルフ場利用税の廃止は都道府県の税収の減少及び市町村交付金の削減につながります。
(別紙資料参照)
- 3 特に、税源が乏しく、山林原野が多い市町村にとっては、貴重な財源となっており、その削減は当該市町村の財政運営に多大な影響を与えることとなります。
- 4 ゴルフ場利用税は、消費税との二重課税、或いは、スポーツ振興の妨げとなっているとの理由により、その廃止を求める要望が関係業界団体や関係省庁からなされていますが、そもそもゴルフ場利用税は、

消費一般に課される消費税とは課税根拠が異なり、二重課税との指摘は当たりません。

- 5 スポーツ振興の観点からは、既に、18歳未満の者の利用につき非課税措置を設けることで裾野の拡大を図っているほか、高齢者福祉や障害者福祉にも配慮し、70歳以上の者や障害者の利用についても非課税措置を設けており、十分な配慮がなされています。

については、ゴルフ場利用税が地方自治体にとって貴重な財源であることをご賢察のうえ、ゴルフ場利用税の存続・堅持をしていただけるよう、強く要請いたします。

平成25年8月7日

様

千葉県知事 森田 健作

千葉県市長会長 志賀 直温

千葉県町村会長 岩田 利雄